

建経研 86015

# 日本経済と公共投資

— 経済運営の転換期の今こそ、積極財政の展開を求める —

昭和 61 年 12 月

財団法人 建設経済研究所

## は　じ　め　に

内外の諸情勢の変化の中で、わが国の経済運営は歴史的とも云える大きな転換期を迎えている。この一年、公共投資をめぐる環境も、かつて経験したことがないほど大きく変化してきている。長年続いてきた財政再建路線・公共事業の抑制は、転換期の下での貿易不均衡改善のための内需拡大と円高不況の深刻化という局面から、方向転換を余儀なくされ、11月には1兆4000億円の公共事業を追加する補正予算が成立している。このための建設国債も増発されている。また、関西国際空港、東京湾横断道路などの大規模プロジェクトも本格化している。われわれはこの潮流を、経済運営の必然的な動きと理解する。

一方、関西国際空港建設などの大規模プロジェクトに外国企業の参入を求める声が高まり、その圧力は日に日に増大している。わが国の建設市場への外国企業の参入の動きは、中長期的には避けられない問題であるが、建設市場は、それぞれの国の特性をもった市場であり、独自の制度が存することを認識して、その対応を進めるとともに、わが国建設産業の国際競争力の強化を図る必要がある。

国内の問題をみると、抜本的な税制改革の一環として、新型間接税の創設、マル優廃止などが論議されているが、税制は、経済、産業などに大きな影響を与えるものであり、国民の負担の公平、長期・安定的な財源の確保、経済成長の促進などの広い視点に基づき行われる必要がある。

今、わが国経済にとって、まさに激動の時である。昭和62年度の予算編成は、転換期にあるわが国がその財政運営をいわゆる前川レポート（「国際協調のための経済構造調整委員会」報告）の政策路線に乗せるべき、最初の試金石となるものである。経済運営の方向は、かねてから当研究所が主張してきたように進みつつあるが、さらに、今後財政運営の明確な転換を行い、特に住宅・社会資本整備を促進していかなければならない。また、公共投資を担う建設業は、外国企業の参入問題、新型間接税の導入問題など新たな課題に直面しており、これへの積極的な対応が必要である。本報告が、政策立案にいささかなりとも資することとなれば幸いである。

昭和61年12月

財団法人 建設経済研究所  
理事長 穴戸 寿雄

# 目 次

はじめに

	(頁)
I 最近の内外経済状況 .....	1
1. 引き続く対外経済摩擦 .....	1
2. 円高不況の深刻化 .....	2
II 国際協調体制の確立 .....	5
1. 国際協調の必要性 .....	5
(1) 国際経済摩擦の進行と内需拡大 .....	5
(2) 国際協調型産業構造への転換 .....	6
(3) 国際経済社会との協調 .....	8
2. わが国建設市場への外国企業の参入問題 .....	9
(1) その動向と背景 .....	9
(2) わが国の対応方針 .....	11
ア。ルールに従った市場参入 .....	11
イ。建設市場の特性と国際競争力の向上の必要性 .....	12
III 税制改革の方向と建設産業の対応 .....	14
1. 税制改革の動向と背景 .....	14
2. 新型間接税の導入 .....	15
(1) 新型間接税の概要 .....	16
(2) 建設活動への非課税措置 .....	16
(3) 道路特定財源諸税との調整 .....	18
IV 今後の経済運営の方向と昭和62年度予算編成のあり方 .....	19
1. 内需拡大の促進 .....	19

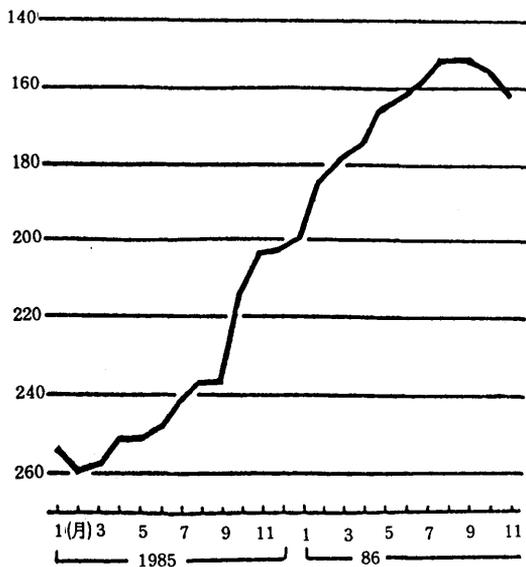
	(頁)
(1) 財政運営の転換 .....	19
(2) 住宅建設の促進 .....	20
(3) 民間活力の活用 .....	20
(4) 地価対策の方向 .....	21
2. 昭和62年度予算編成のあり方 .....	24
(1) 財政再建至上主義の転換 .....	24
(2) 公共投資の拡大 .....	25
(3) 特定財源の充実 .....	25
(4) 住宅・社会資本整備の重要性 .....	25
V 結 語 .....	26

# I 最近の内外経済状況

## 1. 引き続き対外経済摩擦

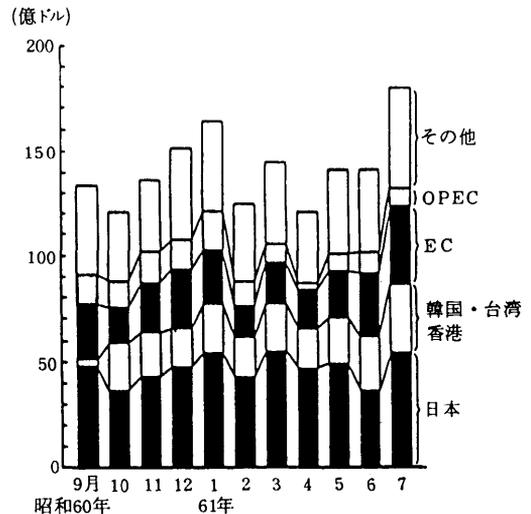
- 世界的な景気の停滞と貿易の不均衡のなか、今年9月下旬から10月初めにかけてG5、G7やIMF・世界銀行合同年次総会など国際通貨金融会議が相次いで開催された。これらの会議で共通して取り上げられた問題は、日本と西独の貿易黒字であり、特に米国は日・独両国に対し、金利の引き下げと内需拡大策を強く求めてきた。西独は国内需要が比較的順調に拡大していることから攻撃の鋒先は自ずと日本に向けられた。
- その背景には、昨年9月のG5を契機にこの1年間に円相場上昇率（対米ドル）が約50%にも達し定着した感があるにもかかわらず（図-1参照）、その大きな目的の一つであった米国の貿易赤字縮小は思うように進まず、過去最高を記録した昨年の1,485億ドルを上まわるペースであり、その内対日赤字が約600億ドル（昨年実績は497億ドル）に達することが予想されているという事情があった（図-2参照）。さらに、税制の改正の動き、物価の上昇、財政支出の抑制などから米国経済の低迷が続いている事情もある。

図-1 対ドル円相場の推移



(注) インターバンク中心相場の月平均値  
(資料) 日本銀行

図-2 米国地域別貿易赤字の推移

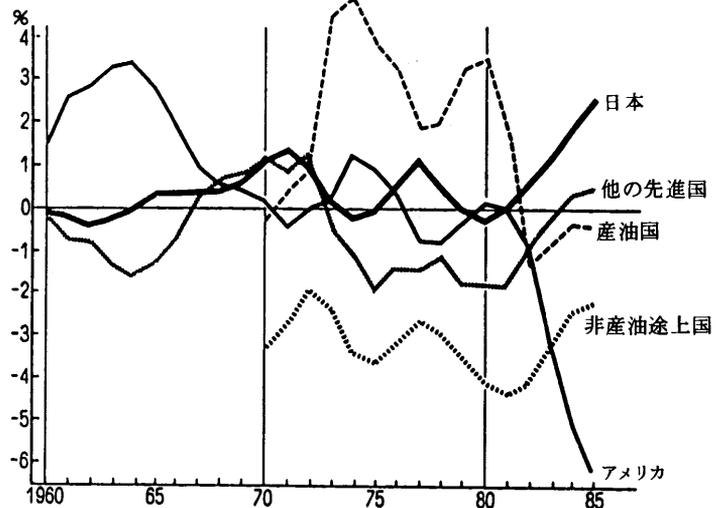


(注) 米国の地域別貿易赤字の推移をグラフ化したもの。

(資料) 商務省「HIGHLIGHTS OF U. S. EXPORT AND IMPORT TRADE」

- また、この11月の米国中間選挙の結果、民主党が勝利をおさめ、貿易摩擦が原因の対日批判が今後一層激しくなることが予想されている。さらに、ヨーロッパに目を向けると11月に開かれたOECDの貿易委員会で

図-3 世界の経済収支の推移



(備考)

1. 計数は世界輸入額に対する比率、3カ年移動平均。1985年は単年。%
2. 日本、アメリカは各国統計による。
3. 日・米以外は1960～1976年についてはIMF“International Financial Statistics、Year Book 1985”により、1977～1985年についてはIMF“World Economic Out-look Dec 1985”による。なお1985年は実績見込み。

(資料)

昭和61年度年次経済報告

EC諸国から今年1月～9月の累積対日貿易赤字が130億ドルに達し、昨年の111億ドルをすでに上回っていると激しい対日批判がなされた。

- これら貿易不均衡に発する批判に対し、日本側としては①円ベースでみた輸出額はむしろ縮小している、②Jカーブ効果で短期的に輸出額が膨んでいる、ことなどを理由に反論をくりかえしてきている。政府は、9月19日に3兆6360億円の総合経済対策を発表し、11月1日には公定歩合を0.5%を下げて戦後最低の3.0%にしたものの、内需を拡大し、貿易不均衡を解消するべく十分な施策についてはいまだ模索中である。また、建設業についてみると、貿易摩擦は関西国際空港プロジェクトをきっかけに外国企業参入問題に発展し、政府は早期対応をせまられている状況にある。

## 2. 円高不況の深刻化

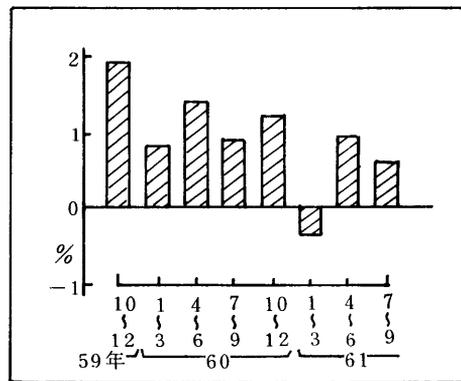
- 国内に目をむけると、日本は西独と比べ通貨調整による輸出への影響が大きかっ

たため、円高デフレ効果が強く現れ、景気停滞色が強くなってきている。

- 経済企画庁が発表した今年7月～9月の実質国民総生産は、前期比0.6%増、年率換算した「瞬間風速」では2.6%の低成長であって、今年度4%成長の政府見通しの達成は、事実上困難となっている（図－4参照）。当然のことながら、円高で輸出の落ち込み、外需（経常海外余剰）が前期比マイナス0.3%で円高デフレを示し、内需は0.9%と成長を押し上げ、いく分なりと内需主導型経済への転換のきざしが見えている。

- 輸出動向をみても、輸出数量（通関ベース）の前年同期比伸び率は4～6月期0.7%減、7～9月期0.3%減と低迷している。しかも、円相場が昨年と比べ約50%も上昇しているにもかかわらず、この程度の落ちこみにとどまっているということは、輸出企業が価格の引き上げを抑え、輸出数量の確保を行ったことが

図－4 四半期別実質GNPの動き  
（季節調整済み、実質、前期比）



（資料）経済企画庁

考えられる。しかし、輸出代金の受け取り額は、円高により円ベースでは大幅に減少している。しかも円高による安い外国製品が流入し、国内消費分が食われており、日本銀行の調査によれば、昭和61年度の製造業の経常利益は前年比で30.1%もの大幅減になると見込まれている。このような状況下で製造業の設備投資計画は、前年比マイナス10.2%と予想され、内需は低迷を続けている。

- 一方、非製造業部門では電力、ガスなどが円高の恩恵をうけて増益となり、設備投資は堅調な足取りを維持しており、また、家計部門では、個人消費、住宅投資とも伸びを示しているが、全体として製造業の落ち込みをカバーするまでには至っていない。現在堅調な非製造業の設備投資も、製造業の業況の悪化に伴い、しだいに減速してゆくことが予想される（表－1参照）。
- こうした景気の足踏みを反映して、特に製造業の「雇用過剰感」が高まり、新規

求人抑制から有効求人倍率の低位横這いとなり、常用雇用者数も頭打ちを続けている。完全失業率でも7月に既往ピーク（2.92%）となったあと8月も2.88%の高率で続いている。造船、鉄鋼、非鉄、海運、繊維、電機、自動車などの幅広い業種で、雇用調整が行われつつあり、この雇用不安は放置できない状況になっている。

表-1 規模別設備投資動向

(単位:億円、%)

	社数	設備投資額			前年度比		構成比		
		60年度実績	61年度見込	62年度計画	61	62	60	61	62
大企業	985	133,458	142,854	139,298	7.0	▲2.5	78.9	78.5	77.6
製造業	558	48,793	46,814	43,221	▲4.1	▲7.7	28.8	25.7	24.1
非製造業 (除電力)	394	52,681	59,170	60,099	12.3	1.6	31.1	32.5	33.5
電力	33	31,983	36,871	35,977	15.3	▲2.4	18.9	20.3	20.0
中堅企業	1,257	31,038	33,713	35,366	8.6	4.9	18.3	18.5	19.7
製造業	606	4,757	3,556	2,904	▲25.2	▲18.3	2.8	2.0	1.6
非製造業 (除電力)	647	24,933	28,428	30,722	14.0	8.1	14.7	15.6	17.1
中小企業	661	4,672	5,434	4,910	16.3	▲9.6	2.8	3.0	2.7
製造業	266	648	552	417	▲14.8	▲24.5	0.4	0.3	0.2
非製造業 (除電力)	395	4,024	4,881	4,492	21.3	▲8.0	2.4	2.7	2.5

(資料) 日本興業銀行「IBJ」'86.11

- このように、円高デフレ作用が少なくとも今年度いっぱい続き、今後しばらく景気の牽引役を欠いた状態では、政策的配慮がなければ、実質2%台の低成長が昭和61、62年度の2年間にわたり続くことが予想されている(表-2参照)。転換期にあるわが国経済の構造的変革に対応し、また、当面の円高不況からの速やかな脱却と、より持続的な内需拡大のために財政、金融両面について思いきった政策を継続的に打出すことが必要になってきている。

表-2 最近発表された主な機関の経済見通し

	実質GNP 成長率(%)		経常黒字 (億ドル)	
	61年度	62年度	61年度	62年度
富士銀行	2.0	1.7	840	700
日本興業銀行	1.9	2.2	865	670
住友銀行	2.0	2.2	841	828
第一勧業銀行	2.2	2.6	895	885
国際通貨基金※	2.6	2.9	827	741
国民経済研究協会	2.8	3.5	807	792
野村総合研究所	2.3	3.0	825	675
山一証券経済研究所	2.2	2.3	918	844
政府見通し	4.0	?	510程度	?

(注) 60年度実績は実質GNP成長率4.2%、経常収支の黒字551億ドル ※は暦年ベース

(資料) 日本経済新聞社

## Ⅱ 国際協調体制の確立

### 1. 国際協調の必要性

#### (1) 国際経済摩擦の進行と内需拡大

- ・ 昨年秋以降の対ドル円為替相場の急激な上昇にもかかわらず、わが国の貿易黒字は今年度900億ドルを超える見通しであり、対GNP比は4%を上回って史上最高になる可能性が高い。世界貿易で圧倒的な経済力を誇った昭和22年当時の米国でさえ、その黒字比率は3.7%どまりだったことを考えると、いかにわが国の黒字幅が大きいかがわかる。世界経済の均衡を破壊すると非難されても仕方がないほどの黒字比率であるといえる。
- ・ 当時の米国は、マーシャルプランを中心とする寛大な経済援助、自国市場の大胆な開放、通貨（ドル）の完全国際化などを通じてパックス・アメリカーナ（米国主導の世界秩序）を築いた。また各国ともこうした米国の役割を支持し歓迎した。

今、わが国に求められていることは、世界経済に占める比重に応じた国際的役割を担うことであり（表-3）、圧倒的な貿易黒字を縮小すること、輸出依存型経済構造を転換して内需の拡大による経済成長を実現すること、国際協力を推進し世界経済の発展と秩序の維持に貢献することである。
- ・ こうした事情については、本年4月に発表された「国際協調のための経済構造調整研究会」報告（いわゆる前川レポート）があますところなく指摘している。すなわち、①住宅や都市再開発事業、社会資本整備の推進により内需の拡大を図ること、②国際的に調和のとれた産業構造への転換を図るための産業調整の推進や直接投資の促進、農業政策の見直しなどを行うこと、③アクションプログラム（関税、輸入制限、基準認証、政府調達など）の完全実施による市場アクセスの一層の改善と製品輸入の促進を図ることなどが提言されている。
- ・ Jカーブ効果によるとはいうものの貿易黒字の累増が続き、特に対米国貿易黒字の縮減効果がはっきりしない現在、国際社会からの孤立を回避するためには、こうした提言の早急かつ大胆な実施が求められている。特に、国内経済の円高デフレによる景気の後退が一段と明白になってきたので、住宅・社会資本整備を中心とする公共投資主導の内需拡大が、最も必要な政策である。さらに、高齢化社会の到来と

経済成長の鈍化に近い将来確実となることを踏まえるならば、経済余力がある今こそ、住宅・社会資本整備のための投資に重点を置くべきであることは明らかである。

表-3 世界の実質GNPに占める主要国のシェアの推移

(単位：%)

	1955年(a)	60	70	80	84(b)	(b-a)
日本	2.2	2.9	6.0	9.0	9.7	7.5
アメリカ	36.3	33.7	30.2	21.5	21.7	-14.6
EC諸国	17.5	17.5	19.3	22.4	21.4	3.9
ソ連	13.9	15.2	15.9	11.6	11.8	-2.1
中国	4.4	4.7	4.9	4.7	6.0	1.6
世界計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-

(資料) 米大統領経済諮問委員会 (CEA): Economic Report of the President

## (2) 国際協調型産業構造への転換

### (産業構造の転換)

- わが国産業の国際協調型構造への転換が国内外から強く求められている中で、このほど石炭審議会は、国内炭の生産体制の縮小・再編を打ち出し、これにより現在11社ある主要炭鉱は昭和66年度までに最大5炭鉱までに減らすため順次閉山されることになった。石炭産業は戦後の経済復興の基礎を築いた立役者であり、唯一の国内エネルギー源で安全保障確保の観点から相応の役割が求められているにもかかわらず、政府は競争力を失った産業の延命策を取り止め、海外炭に依存することを決定したのであり、日本経済の構造調整が具体化する初のケースとなった。

### (農業の国際協力)

- 一方、去る9月10日、全米精米業者協会が「日本がコメ市場を開放しないのは不公平だ」として米国通商代表部に米国通商法301条（不公正取引慣行への対抗措置）の発動を求めて提訴した。これは、結果的には却下されたものの、コメも聖域ではないことを認識させた極めて衝撃的な出来事であった。

周知のように、わが国では、コメを除いた穀物の自給率が極端に低い反面、コメは食糧制度による高い価格の下で過剰生産となっており、農業は農畜産物に対する各種補助金など過度な財政援助を受ける弱い産業である。したがって、諸外国から

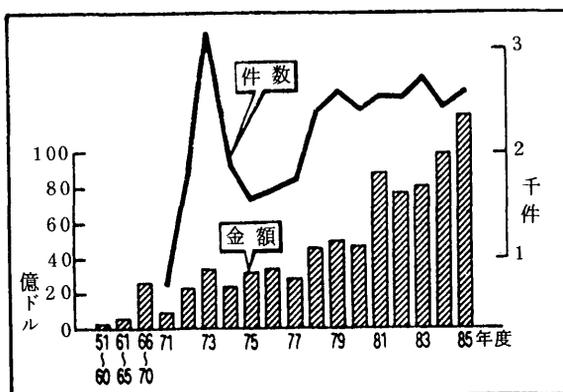
の市場開放要求、国内の円高差益の還元の要請などの面からも、農業政策の見直しは急務であり、前川レポートも指摘するように、内外価格差の著しい品目については着実に輸入の拡大を図るとともに、合理化・効率化により国内農産物の価格競争力を向上させるよう努めることが必要である。

(海外直接投資の拡大)

- ・ 円高傾向の定着により、わが国企業は海外生産志向を一層強めてきている。わが国の海外直接投資は、資本取引が自由化された昭和55年以降急速に拡大し、昭和59年度に初めて100億ドルの大台を突破したのに続き、昭和60年度には、122億ドルと前年度に比べ20.3%の増加を示した。また、昭和60年度までの投資累計は836億ドルに達し(図-5、表-4)、フロー、ストックともわが国は米国、英国に次いで世界第三位の地位を占めるに至った。

- ・ これまでのわが国企業の国際展開は、輸出に偏っている一方、直接投資の内容も資源や食料原材料などを開発・輸入するため、あるいはアジア、中南米など発展途上国向けの労働集約的な繊維、雑貨などの製造業が中心であり、先進国向けは、ほとんどが流通サービス、金融などに限られていた。

図-5 海外投資の推移



(資料) 大蔵省

近年、貿易摩擦の増大に対応して、企業は経営戦略上、対外直接投資を余儀なくされ、また、中進国、特に、アジアNICs(新興工業国)の工業化の進展による技術力と労働力の質の向上が製造業の海外生産の有利性を高めたことなどにより、直接投資が活発化した。最近の円高の定着は、輸出企業の国内での生産を一層困難な

ものにしており、中小企業を含め製造業各社は生き残りを賭けて海外展開を迫られている。

さらに、金融の国際化、自由化の進展に伴う銀行・証券・保険業の海外進出の活発化や、低金利・カネ余りによる海外不動産投資の増加、外国企業の合併・買収など円高を背景とする海外直接投資は今後拡大することは確実である。

- ・ 好むと好まざるにかかわらず着実に国際化は推進されている。日本経済が世界経済に組込まれているからには、こうした国際分業の推進や国内市場の開放は世界経済の活性化を促すものであり、広く国際社会との協調を実現していくことになる。

### (3) 国際経済社会との協調

- ・ こうした海外直接投資の拡大は、海外生産への転換による輸出の減少、対日製品輸出効果による輸入の増大などを通じて、わが国の対外不均衡の是正に貢献することが期待されるが、反面、これらの変化による国内産業の「空洞化」が促進され、雇用面に深刻な影響を与えていく可能性がある。通産省の試算によれば、今後の海外直接投資（年平均伸び率12%）によってもたらされる昭和75年度の貿易収支黒字の削減効果は、製造業だけで約530億ドル、また、雇用機会の減少は、約56万人と見込まれる。

したがって、産業調整を推進するに当たっては、円滑な雇用調整に重点を置き、潜在成長力を活かした公共投資主導の内需拡大により国民経済の規模の成長を図る中で、国際分業の進展で減少する雇用機会を補充することが必要であり、その意味でGNPの2割近くを占める建設投資を担う建設産業の果たす役割は極めて大きい。

- ・ しかしながら、こうした国際分業関係の構築による影響は、基本的には市場機能

表-4 業種別の対外直接投資実績  
(届け出ベース、単位100万ドル)

	59年度	60年度	累計
製 造 業			
食 料	118	90	1,091
織 維	85	28	2,083
木 材・パルプ	115	15	1,120
化 学	223	133	3,982
鉄 ・ 非 鉄	718	385	5,190
機 械	185	352	1,971
電 機	409	513	3,747
輸 送 機	437	627	3,373
そ の 他	215	208	1,841
製 造 業 計	2,505	2,352	24,400
非 製 造 業			
農 ・ 林 業	26	12	780
漁 ・ 水 産 業	24	42	442
鉱 業	484	598	11,756
建 設 業	112	94	798
商 業	1,482	1,550	12,677
金 融・保 険 業	2,085	3,805	10,859
サ ー ビ ス 業	681	665	4,686
運 輸 業	1,651	1,240	5,900
不 動 産 業	430	1,207	2,533
そ の 他	454	322	5,906
非 製 造 業 計	7,429	9,536	56,337
支店設置・拡張など	221	329	2,913
合 計	10,155	12,217	83,649

(注) 累計は26～60年度の届出額の合計  
(資料) 大蔵省

を通じて吸収されるべきものであり、国際経済社会と調和がとれた発展を図るためには産業の各分野、国民の各層に程度の差はあれ、痛みと負担を伴うことは避けられない。

国際経済社会が相互依存関係を深め、米国基軸の時代から、主要国の協調と連帯による秩序維持の時代へと移りつつある現在、わが国も、直接投資などによる国際分業と積極的な市場開放を推進し、自らの経済構造を国際的に調和させ、国際経済秩序の改善と運営に進んでその責任を分担することが今、何にもまして求められる姿勢である。

## 2. わが国建設市場への外国企業の参入問題

### (1) その動向と背景

- 今年の夏以来、わが国の建設市場を諸外国の企業に「開放」すべきであるという要望が、米国をはじめとする各国から出されている。特に、関西国際空港建設事業については、参入要求が極めて強く、関西国際空港株式会社及び関係省庁は、10月8日、9日に、米国大統領貿易代表団を対象として関西国際空港事業の概要、わが国の入札制度などに関するセミナーを開催し、米国側の理解を求めた。このセミナーにより当事者間の意思疎通は進んだものの、日本企業とのJVまたは日本企業の下請として参入したいと提案するなど、依然として米国側の要求は強硬であり、セミナーに参加した大統領貿易代表団の報告をうけて米国政府がさらに強い態度で交渉にのぞむことも考えられる。
- また、関西国際空港以外でも、米国は、早くも、中部新空港への米企業の参入希望を公表している。前記セミナー後に、わが国の大規模プロジェクトの一覧表の提出を要求していることから考えると、米国は、東京港横断道路、明石海峡大橋などの工事への参入を図っているものとみななければならない。

なお、韓国は、既に、韓国企業向けの関西国際空港事業に係るセミナーの開催を、正式に要望したのに続き、米国と同様、他の大規模プロジェクトにも狙いをつけているものと考えられる。

- 米国がわが国建設市場の「開放」を求めてきた背景を考えると、従来の財に係る部門についての市場開放要求をサービスに係る部門へも拡大するという、米国の戦術の

問題を別にしても、従来の日米経済摩擦をめぐる交渉の過程でその一つの対象として当然に取り上げられたものといえよう。米国は、数年来、わが国市場に存する非関税障壁が米国製品の輸出の妨げとなっていると主張しており、建設工事におけるわが国の指名競争入札制度について当初米国が批判していたのも、同制度が非関税障壁だという米国の一般的認識に基づいている。

### ＜関西国際空港をめぐる動き＞

- 2・18 マンスフィールド駐日米国大使、竹内良夫関西国際空港株式会社（K I A C）社長に外国企業への門戸開放を要請
- 3・1 米国、日米貿易委員会で関西国際空港建設の国際公開入札を要求
- 5・21 熊谷太一郎日本土木工業協会長、国際公開入札に反対を表明
- 5・28 ヤイターU S T R（米国通商代表部）代表が、三塚運輸相に国際公開入札を求める書簡を送付
- 6・5 ゴールドフィールド米商務次官補が、上院外交委東アジア・太平洋問題小委で、関西国際空港について対日批判。エンジニアリング、建設工事の市場開放を要求
- 6・6 竹内社長、「空港島建設で国際入札は困難」と表明
- 6・24 米上院共和党貿易作業部会メンバー、関空の入札でU S T Rに調査を要求
- 6・26 ヤイターU S T R代表、「国際入札で強力な対日圧力をかける」と言明。プリンクホルスト駐日EC委員会代表、国際入札に対する関心を表明
- 7・7 EC、入札開放を正式に要求
- 7・9 日本・EC高級レベル協議で、ECから公正競争の確保の要請
- 7・15 中曽根首相、関空の入札開放を指示
- 7・23 松永駐米大使、ヤイターU S T R代表に関空入札問題で政府回答を説明
- 7・28 ボルドリッジ米商務長官、中曽根首相などと会談
- 8・7 ボルドリッジ商務長官が橋本運輸相に書簡を送付
- 8・11～12 ハワイで開かれた日米貿易委員会で、関空問題を協議
- 8・22 スマート米商務次官が手島外務審議官に、レーガン米大統領から中曽根首相あての親書を手交。橋本運輸相が、ボルドリッジ商務長官に書簡を送付
- 8・25 スマート商務次官、経済政策委へ報告
- 9・5 韓国李圭孝建設部長官、天野建設相に、韓国企業の関西国際空港工事への参入の意思を表明
- 10・8～9 K I A C主催による「関西国際空港プロジェクト契約手続等に関するセミナー」、大阪で開催。米側からは、米大統領貿易代表団20名に実務者約75名の合計約95名（代表 ゴールドフィールド商務次官補）が参加
- 10・9 米大統領貿易代表団、J V参加の意思表明
- 10・17 K I A C、空港島埋立ての前段階の地盤改良の調査工事を、国内6社に随意契約で発注
- 10・31 米建設業界が、関空問題で進展がなかった場合に対日報復措置の発動を要求する報告書を大統領に提出
- 11・17 U S T R、年次報告の中で関西国際空港の入札制度を、我が国の3大貿易障壁の一つと指摘
- 11・18 東京都、ベクテル社の建設業許可の申請を受理
- 11・24 米商務省広報誌「ビジネス・アメリカ」日本の大規模プロジェクトへの米国企業参入問題特集にゴールドフィールド次官補が寄稿、日米間の市場アクセスの不均衡を批判し、日本の対策を要求

- さらに、今回特に建設市場がとりあげられたことについては、わが国建設業者が米国内で約 2800 億円（昭和60年度）の工事受注の実績を有するのに対して、米企業の日本での工事が全くないとして、不公平とする不満が高まったことと、中近東をはじめとする世界の建設市場における需要が減少し、海外建設工事の割合が高かった米国企業がその影響を受け、新たな市場の開拓を迫られたことが理由と考えられる。わが国建設業者の受注した工事がほとんど民間工事であるという反論については、米国は、わが国建設市場の閉鎖性をあげて、公共大規模工事こそ国際公開入札を採用し、外国企業の参入を進めるべきであるとしている（図－6 参照）。
- セミナー終了後建設省は、建設経済局を、建設業許可、入札などに関する照会窓口とすることを米国に通知した。

## (2) わが国の対応方針

### ア．ルールに従った市場参入

- 関西国際空港工事をはじめとする大規模プロジェクトへの米国、韓国などの参入要求に対しては、第一に、わが国の現行制度の内容および趣旨を十分説明し、相手方に理解を深めてもらう必要がある。米国が非関税障壁だとして批判している指名競争入札制度については、①発注者である公共主体が、落札した者が技術、資金および組織面で十分な施工能力を有することを事前に確認しておく必要があり、仮りに、完全な公開入札とすると、落札した者が不相当である可能性もあるので支障が生じるおそれがある。②指名業者の選定は、建設業者の国籍にかかわらず、当該業者の適格性、過去の実績にのみ基づいており、既に内外無差別になっている、など制度の執旨を、10月8日、9日のセミナーでも説明した。今後は、さらに、セミナー参加者のみでなく、米国の関係者すべてに理解を求める必要がある。
- また、日本国内において、米国の企業が、主として合併の形態で、最近では年間約 420 億円に達する建設工事を施行している実績も指摘する必要がある。
- さらに、説明に当っては、当研究所の調べによれば、わが国と同様の理由で、英独仏など各国とも公共工事の発注については、実際上指名競争入札、またはそれに類似する制度を基本としている事実があるので（表－5 参照）、その点も指摘する必要がある。米国においても、連邦の一部事業で純粹の一般公開入札が行われているが、大半は、一般公開入札の場合でも事前資格審査（pre - qualification）による選別が伴う。

表-5 各国の公共工事に係る入札制度の比較

日 本	米 国	イギリス	フランス	西ドイツ	韓 国
主として指名競争入札	一般公開入札及び随意契約があるが、一般公開入札の場合でも事前資格審査（pre-qualification）による選別が行われるケースが多い。いずれの場合もボンドが必要である。	主として指名競争入札	公開又は制限付の競争入札、公開又は制限付の提案募集方式（appel d'offre）及び随意契約がある。大部分は制限付提案募集方式で行っている。	一般公開入札、指名競争入札及び随意契約の3種がある。	一般競争入札、制限競争入札、指名競争入札及び随意契約がある。

- ・ 次に、こうした説明の努力の必要性とは別に、現在の日米経済摩擦の厳しさとその原因である米国側の「不公平」感からくる不満を理解し、大規模プロジェクトの工事への米国企業の参入が実現しない限り、米国政府のわが国に対する政治的圧力は決して失くならないことを認識すべきである。建設産業が、摩擦解消のためには重要性が低いにもかかわらず、標的となる、犠牲の山羊とされることがあってはならないのは論をまたないが、正論とは別途に、交渉を有利に進めるためには、米国は、常に、通商法第301条の規程に基づく対日報復措置の発動すなわち、この場合にあっては、日本企業の米国建設市場への参入規制のための手続を取る用意があることを示すと考えられる。関係省庁および建設業界は、強硬手段が実行される可能性の有無を正しく判断し、かつ、たばこ及び皮革類の前例も考慮して、適切な対応を検討する必要がある。わが国の建設市場に対する外国企業の参入の動きは中長期的には避けられない問題である。この場合には、外国企業がわが国建設市場の秩序を乱さず、自らの地道な企業努力により着実に実績を積上げ、ルールに従った市場参入を行うようにするための適切な措置を講じる必要がある。

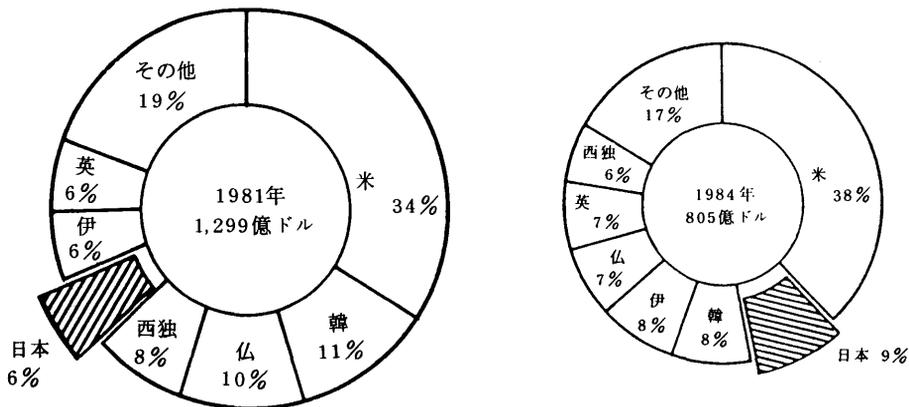
イ. 建設市場の特性と国際競争力の向上の必要性

- ・ 同時に、工業製品のように生産地と消費地が異なるのが通常であり、相当量が輸出向けに生産されるものと、生産と消費が同じところで行われるサービスとは、質

易の占める意義が本質的に異なることを認識すべきである。財については、経済理論にいう比較優位の原則が適用されるのに対して、サービスは、サービス供給者たる人間の移動、すなわち労働力の移動が自由でないので制約が生じるからである。したがって、サービス産業である建設業に関しては、全面的な国際分業、すなわちA国の建設工事を比較優位をもつB国の建設業者がすべて受注し施工するような事態は、起こり得ないのである。

- したがって、建設業界は、自由貿易の利益を認識するとともに長期的には外国企業の市場参入が避け得ないのとの認識の下に、今年4月に建設産業ビジョン研究会（座長 中村隆英東京大学教授）がとりまとめた「21世紀への建設産業ビジョン」が指摘しているように、本来外国企業の参入の有無にかかわらず進めるべき効率経営の追求、技術開発、現場生産工程の改善などを通じた一層の生産性の向上を図り、国際的な競争力を高めていく必要がある。

図-6 海外建設市場における国別シェア



(注) ENR「インターナショナルコントラクターズ 250社調査」より作成。

### Ⅲ 税制改革の方向と建設産業の対応

#### 1. 税制改革の動向と背景

- わが国の税制は、近年の社会経済情勢の著しい変化に対応しきれていないため、様々なゆがみ・ひずみが生じており、税に対する不満の声が高まっている。昭和61年度の税収見通しによれば、直接税が73.8%、間接税が26.2%と直接税への偏重が顕著であり（図-7）、税負担感・不公平感が強まっている。直接税のうち、所得税については最高税率が極めて高いなど累進率が急激すぎることもあり、勤労者の重税感は相当深刻である。
- また、法人税については、法人税と法人所得にかかる地方税を合わせた実効税率は欧米諸国とはほぼ同水準にあるが（図-8）、租税特別措置などによる減税を加味した実質税負担率は、経団連の試算によると日本の51.61%（昭和60年）に対し、米国は32.28%（同）、英国は18.06%（昭和57年）など、日本は主要先進国の中で最も高いことが指摘されている。
- このような中で、

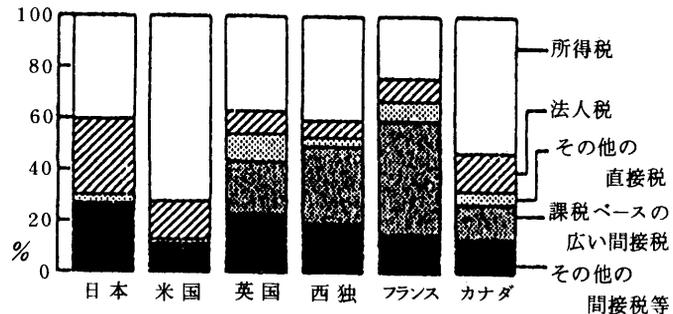
所得税・法人税などの直接税中心の現行税制を是正するための抜本的改革が進められている。

先頃公表された政府税制調査会の答申では、個人所得税に対する不平

・不満の背景にある負担累増感、不

均衡感に対処するため、最高税率の引下げや配偶者特別控除の導入などにより大幅な減税を行うとともに、法人税についても実効税率の引下げや減価償却資産の法定耐用年数の見直しなど企業活動重視の立場から負担の軽減が図られる方向にある。ま

図-7 各国の直接税、間接税比率



(注) カナダの場合、課税ベースの広い間接税＝製造者売上税。  
日本は昭和61年度、米国は60年度、それ以外は59年

た、これらの減税のための財源については、税収中立性の原則の下に、新型間接税導入とマル優（少額貯蓄非課税制度）の原則的廃止によって調達することとしている。その方向には、基本的には賛同できる。

- 税制のあり方については、負担の公平の視点がきわめて重要であるが、同時に国際化が進展して

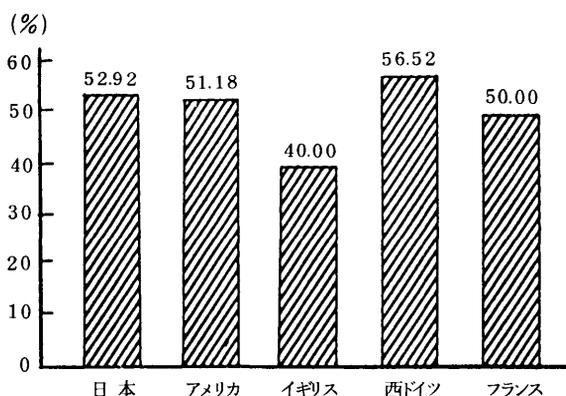
いく中で、より有利な税制を有する国へ日本の資金が流出することも予想され、長期的には国内産業の空洞化が起こることにならないような配慮が必要である。したがって、税制改革の目的としては、公共投資をはじめとして、個人消費および民間企業設備投資拡大による内需中心の持続的経済成長を図るためにどうあるべきかという、中長期的な視点からの検討も必要である。

## 2. 新型間接税の導入

- 今回の税制改革の中心として、所得税、法人税などの直接税中心の現行税制を是正し、また所得税・法人税減税の財源として新型間接税の導入とマル優の見直しが検討されている。

マル優については、①日本では高齢化社会への備え、高い住宅価格、かかりすぎる教育費など、高貯蓄を必要とする社会的事情があること、②マル優の乱用は一部の者だけであること、③外国にも同様な制度があること、④住宅取得の際の頭金の積立てのために大きな役割を果たしていること、などを踏まえ、その見直しは慎重にすべきである。特に、住宅取得を目的とする貯蓄に対しては非課税とするなどの配慮が必要である。

図－8 法人課税の実効税率の国際比較



(注) 1. 諸外国は、昭和59年1月現在の税法によっている。  
2. 中小法人に対する軽減税率は考慮していない。  
資料：大蔵省

- ・ 貯蓄は悪、消費は善というような風潮を奨励してはならず、高貯蓄率は高成長の可能性を高めることを忘れるべきではない。問題とされるべきは、こうした貯蓄により集まった資金を国内の投資に活用する機会が不足していることである。

#### (1) 新型間接税の概要

- ・ 新型間接税の導入について、政府税制調査会は、「税制に対する国民の関心が、税負担の垂直的公平の確保（所得再分配）から水平的公平の確保や勤労意欲との関係等多面的に広がってきており、社会共通の費用を賄うために国民がより幅広く公平に税負担を分かち合うことが強く求められてきている」という認識の下で、専門小委員会で提案された三類型四方式について検討を加え、「具体的にどのような形の新しいタイプの間接税を導入するかについては世論の動向を見極めつつ幅広い観点から検討する必要がある。」と答申している。また、自由民主党税制調査会は、新型間接税として「売上税」（いわゆる日本型付加価値税）を導入すべきことを決定している。
- ・ 税制の抜本的な改革の中では、新型間接税は本来広く公共投資の財源や法人税・所得税減税の見返りとして、導入されるべきものである。しかし、今回の税制改革では増減税同額が基本であるので、新型間接税の税収が法人税・所得税減税の見返りとしてのみ位置づけられるのは、現時点ではやむを得ないとしても、将来公共投資増額の財源に資する努力が必要である。
- ・ 新型間接税については、既に導入している諸国の経験などもよく考察して、より広い立場から、その方式を決める必要がある。そこで、EC諸国と韓国の付加価値税について比較しているのが表-6である。特に、イギリスでは、建築物または土木施設の新設および完全な取壊しがゼロ税率課税とされている点が注目される。

#### (2) 建設活動への非課税措置

- ・ 建設工事および建設産業の特性からして、売上税（仮称）の導入に当っては、次のような対応が必要である。
  - ①売上税は、基本的には消費に対し課税すべきものであるが、建設工事は、消費ではなく投資である。
  - ②住宅・社会資本整備の緊要性、民間企業設備投資などによる内需拡大の必要性がある。
  - ③仮りに、売上税が課税されるならば、建設業における過当競争、取引における

表 - 6 付加価値税の国際比較

	イギリス	西ドイツ	フランス	韓国
納税義務者	事業活動として財貨又は役務の供給を行う者で登録を義務づけられている者	営業又は職業活動を独立して行う者	有償により財貨又は役務の供給を独立して行う者	営利目的の有無にかかわらず、事業上の目的で財貨又は役務を供給する者
課税範囲	全取引段階	全取引段階	全取引段階	全取引段階
累積課税の排除	前段階税額控除方式	前段階税額控除方式	前段階税額控除方式	前段階税額控除方式
税率	標準税率 15%	標準税率 14%	標準税率 18.6%	基本税率 13%
税負担ゼロの取引	(1) ゼロ税率 建築物又は土木施設及び完全な取壊し、建築主による建物の売却又は長期(21年超)リース、輸出及び輸出類似取引、食料品、燃料、エネルギー等 (2) 非課税 不動産の売却・リース、医療、教育、金融、保険等	(1) ゼロ税率 輸出及び輸出類似取引 (2) 非課税 ・ 不動産取引・賃貸、金融、保険(非課税特典放棄が認められる) ・ 医療、教育等(非課税特典放棄が認められない)	(1) ゼロ税率 輸出及び輸出類似取引等 (2) 非課税 不動産賃貸、医療、教育、金融・保険等	(1) ゼロ税率 輸出及び輸出類似取引、国際輸送 (2) 非課税 住宅とそれに付随した土地の賃貸役務、土地、未加工食料品、医療等(非課税を放棄して課税事業者となることができる。)
中小企業への特例措置	(1) 非課税(ただし、前段階控除の適用を受けるため登録して課税されることができる。) (2) 売上の都度記帳することが困難な小売事業者については、仕入れ額をもとに売上にかかる税額を推計する特別な計算手続きが認められている。	(1) 非課税(ただし、標準税率課税を選択できる。) (2) ゼロ税率 (3) 課税期間の延長 (4) 現金主義による課税の選択	(1) 協定課税制度(フォルフェ=売上高に応じて税務当局が推計課税を行う。) (2) 簡易課税(概算納付) (3) 非課税 (4) 課税期間の延長	略式課税(売上額の2%又は3.5%の税率を適用して課税。ただし、課税特例放棄を申告できる。)

力関係、重層的下請生産構造からして、価格形成のイニシアティブが発注者・元請業者にある現状からみて、税額の転嫁が行われずに、負担の一部が建設業者に帰着するおそれがある。④イギリスでは、投資促進という政策的視点から公共工事はもとよりその他の土木・建築工事もゼロ税率課税とされている先例がある。⑤建設工事を単純に非課税としても、その売上げに対しては課税されない反面、原材料に係る税額を控除できずに、かえってコスト高になる。

- ・ 以上のことから、建設工事については、イギリスで実施されているように前段階までに納税された税額をすべて控除できるゼロ税率課税を適用すべきである。
- ・ さらに、西ドイツ、フランスをはじめほとんどのEC諸国で、工場の建設費や機械購入費などの設備投資に含まれている付加価値税が納付すべき税額から即時に控除されているように、発注者が即時に前段階税額控除をなし得るような措置を講ずる必要がある。

### (3) 道路特定財源諸税との調整

- ・ また、道路特定財源制度については、受益者負担原則の理念の下に道路を利用してその便益を享受する人、あるいは道路を使用して損傷を与える人から徴収して道路建設に向けるという目的税であって、今日まで我が国の道路整備費の大部分を賅ってきたものであり、現下の道路整備の緊急性に鑑み、この制度を堅持していくことが必要である。売上税が導入されるとしても、これを上乘せまたは調整併課することは目的税の性格から好ましくなく、道路特定財源諸税の対象物品は非課税とすべきである。

## Ⅳ 今後の経済運営の方向と昭和62年度予算編成

### 1. 内需拡大の促進

#### (1) 財政運営の転換

厳しい国際経済環境の中で、わが国の経済政策の国際協調型経済運営への移行を図るため、昨年2度にわたる「内需拡大に関する対策」に引き続き、本年も、対外経済摩擦の解消と景気対策のための総合経済対策が年度初めに続き、この9月にも重ねて「総合経済対策」が閣議決定された。

- 内需拡大のために、公共投資の追加、住宅建設、民間活力の活用などによる総額3兆6360億円の規模により、近年にない積極的姿勢を打ち出している。財政再建の錦の御旗の下に、昭和55年度以降抑制され続けてきた公共投資に、内需拡大として1兆4000億円追加を決めたことは、大きく評価できるものである。
- 問題は、別途検討することとされた財源対策である。前年度4500億円の公共工事の追加が全て61年度事業の先食いであったと同様に、今年度も国庫債務負担行為として措置されるならば、その効果は極めて小さいものになることが憂慮された。いわゆるゼロ国債を主たる財源とする大蔵省案では、内需拡大の声に応えられるものではなく、今年度の成長率目標の4%などとても達成できるとは云えなかった。
- 11月11日円高デフレ対策として61年度補正予算案が成立した(表-7参照)。景気拡大のための一般公共事業を8500億円とし、その内国費担当分1330億円の建設国債を発行、さらに災害復旧工事のための公共投資が5500億円追加され、この内国費分4160億円も建設国債で賄われ、公共事業費の増額は1兆4000億円になった。
- 今回の補正予算の特色は、一般公共事業について、ここ数年間いわゆるゼロ国債だけであったものが、財源措置として1330億円の建設国債が増発され、いわゆる真水の追加補正が8年ぶりで行われたことであるが、額としては決して満足できるものではない。さらに、3000億円の国庫債務負担分があって、一般公共事業追加分8500億円が全て内需拡大に向けて効果を発揮できるわけではなく、なお62年度予算の先食いの要素が強い。このままでは62年度においても、本年度以上の成長率を期待しえない状況にある。

表 - 7 61年度補正予算の骨格

- ▽一般会計の歳出入規模を2638億円減額
- ▽一般公共事業8500億円を追加  
災害復旧事業5500億円と合わせ、公共事業全体で1兆4000億円に
- ▽建設国債5490億円を増発  
追加公共事業の年度内支出7920億円のうち国費負担分の財源に
- ▽税収見積もりを1兆1200億円減額修正  
円高不況で法人税は9810億円の減収に
- ▽国家公務員給与を平均2.31%引き上げ  
人事院勧告を完全実施。4月に遡及する
- ▽国債整理基金への4100億円繰り入れ中止  
NTT株の売却収入をあてこむ
- ▽60年度剰余金4405億円全額を特例法で一般財源に国債償還財源への半額充  
当中止
- ▽地方交付税4502億円を減額  
税収減に伴う措置。借入金で穴埋めする。

## (2) 住宅建設の促進

- ・ 総合経済対策において、個人住宅建設の円滑化を図るため、特別割増貸付額を大幅に増額する、良質な住宅ストックの形成を促進するために、住宅の面積上限を引き上げる等の措置が講じられた。住宅建設の促進については、住宅供給の多様化、金利の実勢を考慮して、金融機関の住宅関連貸付金利のさらに一段の引下げと、最近の実需の内容を反映して増改築を促進させるためその融資対象をより低位規模に拡張する等のきめ細かい対応が必要とされる。
- ・ これと併せて、依然として住宅取得負担が年収の5倍を超えるなどの現状からみて、土地価格の安定、さらに住宅取得減税も優先的に実施し、国民の住宅取得能力の向上を進める必要がある。
- ・ これらの措置による住宅建設の促進により、計画的に都市開発が促進され、さらに住宅関連消費をいっそう拡大するなど内需拡大の効果が期待される。

## (3) 民間活力の活用

- ・ 民間活力の活用のために制度的、財政的なバックアップ体制が整備されつつある。今回の総合経済対策においても、規制緩和、呼び水効果としての財政上のインセンティブの付与、さらに東京湾横断道路の建設の促進のための新会社の設立、あるいは

は大都市臨海部の再開発の促進等の対策が目白押しに打ち出されている。

- ・ 特に、規制緩和策としては次のような対策が検討されている。
  - 高度利用地区、特定街区、総合設計について、より大幅な容積率の割り増しを可能にする。
  - 大都市中心部における臨海部等の開発適地について土地の高度利用などに関する特別の措置を講ずる。
  - 開発許可基準の見直しを推進するとともに、手続の簡素化・迅速化を図ること。
  - 民活法に基づく特定都市開発地区の指定の促進、特定施設の整備の推進を図るとともに、着工後3年以内の建設費の助成を行うなどの、税制上、財政上のインセンティブを与えること。

内需拡大と民間資金の活用のために、このような総合的な対策は十分進められるべきであり、それなりの効果を期待できるが、これに止まってはならない。

- ・ 民間活力の活用が、公的部門の財政逼迫や行政簡素化の名の下に、行政の責任を民間に転嫁するということであってはならない。さらに、民間活力の活用は、便宜ではなく、本格的な民間活力の動員でなければならない。規制緩和もさることながら、まず経済全体の量的拡大を公的分野の政策によって促進し、投資の市場を拡大することが先決である。
- ・ また、具体的なプロジェクトの促進に当たっても、道路、下水道などの社会資本の整備など開発を誘導する事業が求められ、その意味でも、その基盤となる公共施設の整備が不可欠であることを認識しなければならない。

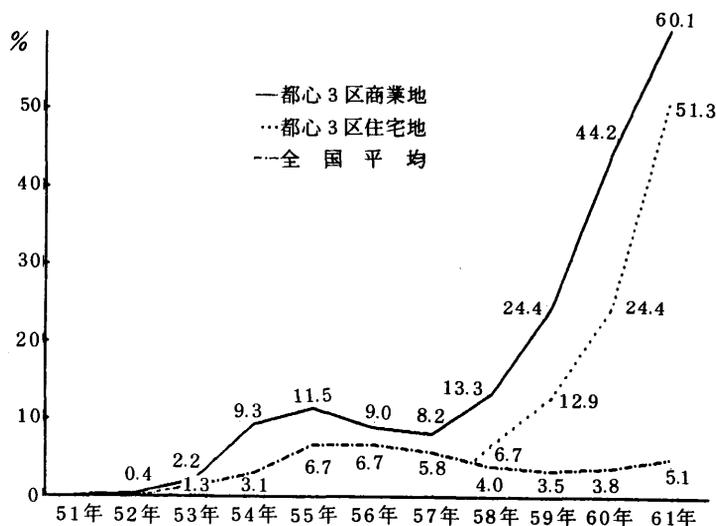
#### (4) 地価対策の方向

(都心地価の暴騰)

- ・ しかしながら、内需拡大を促進していくに当たり、それを阻害する現象も多々生じている。都心の商業地の地価の上昇は、その最たるものである。例えば、汐留再開発のために必要とされるわずか1.3キロの道路建設に4000億円のコストが必要であり、その99.9%が用地費および補償費なのである。また、都心商業地の地価上昇は、本格的な都市再開発を極めて困難にしている。
- ・ 地価は、この数年全国的には極めて安定的に推移してきたものの、最近の東京の都心部商業地は、ひとり高騰して、地価の二極分化の傾向を招いている。国土庁が

発表した61年度の地価上昇をみると、東京23区の地価の変動率は60年には商業地で14.2%、住宅地で5.5%であったものが、61年には商業地で40.5%（都心3区60.1%）、住宅地で30.5%（都心3区51.3%）といずれも前年を大きく上回り、しかも、それが都心部商業地から周辺の住宅地に波及している（図-9参照）。

図-9 都心3区の商業地地価の対前年上昇率



(資料) 都道府県地価調査

- 都心部の地価高騰の原因は、東京の国際化、サービス化、情報化の進展により、都心部でのオフィス床需要が増大し、一方供給が不足することに加え、大幅な金融緩和基調下で資金が比較的良質な投資対象として都心のオフィス用地の取得に向っているからであると分析されている。
- 問題は、このような状況を背景にした投機的取引の存在である。事実、数日間の短期間で次から次に土地を転売するいわゆる“土地ころがし”が不必要に地価高騰をおおっている。このような取引の大部分が企業法人の節税対策、財テク対策としてであり、彼等は今後の税制や金融のいかんによっては、何時でも土地取引から手を引くであろう限界的当事者である（図-10参照）。

図-10 取引の当事者（買主の構成）

件数	個人 12.1%	法人 84.5%				公共	
		不動産業 38.7%	建設業 7.5%	その他法人 36.3%	2.0%	不明 3.4%	
面積	個人 6.5%	法人 86.6%				公共	
		不動産業 36.6%	建設業 7.2%	その他法人 32.4%	10.4%	不明 6.9%	

資料：(財)建設経済研究所調査

(注)：「その他法人」には業種分類不明の法人を含む。

(地価対策の方向)

- ・ 地価対策としては、まず、不用不急な土地取り引きが抑制されるように金融のあり方を是正するとともに、都条例の改正により小規模取り引きの届出を義務づけるなどの監視体制を強化する対策がまず必要とされ、既に一部実施に移されている。
- ・ また、居住用資産の買換えの特例が、一部地価高騰を招く要因である現状から、所要の制限を加える。加えて、土地の流動を促進し、併せて投機的な土地取り引きを抑制するため、現行の土地譲渡課税の長期と短期の区分を10年から5年にすること、さらに、所有期間が2年以下の土地譲渡益には、新たに重課税制度を設けるなどの積極的な税対策が求められる。
- ・ 都心商業地上昇の底流に、東京の国際化、情報化に伴って必要とされるオフィス供給が不足しているという事情があるので、基本的には東京湾臨海部や国公有地、国鉄所有地の有効活用により、オフィス床供給の促進を図る必要がある。このための都市再開発事業は、単に、地価上昇の抑制という短期的な視点に止らず、東京の都市構造の再編成、内需拡大の持続的達成などの多くの目的から、今後促進しなければならない重要なプロジェクトである。
- ・ なお、当面、国公有地の活用が、その有力な手段であることから、その利用の促進を図る必要があるが、この場合にも、単に、資金調達という狭い視点ではなく、適正な都市形成のあり方という視点からも、国公有地の処分の方法については、慎重な対応が必要とされる。

## 2. 昭和62年度予算編成に当って

### (1) 財政再建至上主義の転換

- 従来の“財政再建至上主義”に基づく経済運営は、もはや限界にきていることは明白であり、61年度補正予算の成立は、その転換について、国民的コンセンサスが形成されはじめていることを意味している。われわれは、かねてより財政再建至上主義を排し、貿易摩擦解消のための内需拡大を財政主導の下で行うよう主張し、適度な建設国債の増発により貧弱な住宅や道路、下水道などの社会資本の充実の必要性を説いてきた。“日本の金は日本で使え”ということである。今、世の中の潮流は、この方向に進みつつある。
- 当面の状況をみても、事態は極めて切迫しており、緊急避難的対策の発動も主張されている。例えば、「政策構造フォーラム」（代表世話人 森口大阪大学教授他）では、財政再建モラトリアム案 — モラトリアム期間を2年半とし、この間約3兆円の国債を発行し、期間終了後は大型間接税を導入して、現在の赤字水準（対GNP比率）まで戻す構想 — もあながち、非現実的とは云えない状況にある。今回の新型間接税の導入は、減税問題で行われるとしても、このような考え方の第一歩とも理解できる。

### (2) 公共投資の拡大

- 来年度予算は、前川レポートの提言が実現されるかどうかの試金石とも云えるものである。その中で内外の経済情勢からみても、今こそ内需拡大の主導的先導的役割りを果すべき公共事業の本格的出動の時期であることは言うを待たない。昭和62年度の予算編成に当っては、少なくとも名目経済成長率に見合う程度の公共事業の拡大を行うべきであり、公共事業の伸びの低さが、経済成長の足かせとなるような愚かなことをくりかえしてはならない。
- その際、財源を建設国債の増発に求めることを躊躇すべきではない。一般政府部門の赤字の対GNP比率は昭和60年で1.7%と、先進国中では、西ドイツに次いで低く、わが国の財政余力は、まだ大きい。また、公定歩合の相次ぐ引き下げにより、国内の金融市場は、超低金利となっている。巨額の余剰資金が深刻な問題となり、投資先を探している金融市場にとっても、国債増発の条件は整っている。

- また、建設国債がその意義において、赤字国債と大きく異なることは、これまでわれわれが主張してきたとおりであり、後世代まで資産として残り、便益を供給し続ける社会資本の整備のために、費用を後世代も含めて負担することは、何ら不合理ではない。要は、その趣旨に適合した国債管理ができるかどうかである。

### (3) 特定財源の充実

- 例えば、治山治水を見る。国土基盤と国民生活に密接に結びついている治山治水は、本来一般公共事業で賄うべきものであり、長期的構想と計画に従って、着実に事業が進められるべきものである。しかし、この数年の公共事業の抑制により、今年度で終了する治水事業五箇年計画の進捗率は、8割にも達していない。現在、検討されている森林河川整備税も、受益者負担の強化という理由は大きいにして、根本的には、治山治水などの公共事業の軽視から生ずる課題を、身近で解決しようとする苦肉の策とも評価できるのである。それ自体は、必要な政策として評価できても、それを生んできた公共事業抑制という姿勢を問題にしないわけにはいかないのである。

### (4) 住宅・社会資本整備の重要性

- 国民生活の基盤となる社会資本の整備は、これまで述べたような短期的な経済政策の必要性の有無にかかわらず、国民生活の向上のために必要不可欠な施策である。住宅にして、社会資本にして、フローの面ではある程度進歩してはいるものの、ストックの面では、欧米諸国に比べて格段の差のあることは、われわれ日本人が一番良く知るところである。道路、上下水道、河川、公園など今後整備を必要とする社会資本は、なお多いのである。
- 重ねて述べるが、昭和62年度の予算編成に当っては、国際協調型経済運営という国際社会における日本のとるべき立場を十分考え、内需主導型の経済成長を進めていくことを目標とし、公共事業を重視した予算編成を果敢に実行すべきである。

## V 結 語

- この一年間、国際協調型経済運営への移行を図る努力を続けるなかで、急激な円高に伴う不況の深刻化などにより、内需拡大の必要性が一層高まり、これまでの財政再建に従属する経済運営は、転換されようとしている。公共事業や民間活力の活用による都市再開発事業の役割りが正当に認められてきたわけで、われわれが、かねてから主張してきた施策が展開されつつあることを評価したい。

- われわれは、このような状況の中で次のように主張する。

第1に、国際協調体制の確立が、わが国の国是であり、内政・外交政策は、基本的にこの方針に沿っていくべきこと、特に、産業構造の調整や直接投資の拡大などが、一層必要になっている。また、わが国の建設市場への外国企業の参入については、中長期的には、避けられない問題であることを認識し、この場合において、外国企業に対しては、建設市場の特性に応じた、ルールに従った市場参入を求める適切な措置を講ずべきである。

第2に、税負担の公平や将来の財源対策として新型間接税の導入等の動きのあることは、全体の視点からみて、やむを得ないものと理解する。しかし、建設工事の特性を認識し、かつ、住宅投資の促進の観点から建設業については、課税上の特段の配慮が必要である。

第3に、いわゆる真水を財源とする昭和61年度補正予算が成立し、財政政策の転換が進みつつあることを評価する。昭和62年度予算編成においては、少なくとも名目経済成長率に見合う程度の公共事業の拡大を行い、その財源としては建設国債を増発すべきである。

- わが国の経済運営は歴史的とも云える大きな転換期を迎えている。国際協調型経済運営は、今やわが国の生存と成長のための基本的条件であるとともに、わが国の国際社会との経済的社会的連帯の強化が国際経済の成長のための鍵ともなっていることを認識すべきである。国際協調型経済運営の一環としての公共事業の拡大は、当面の内需拡大のための短期的なものに終ってはならず、経済の安定成長と国民生活の向上のために、中長期視点に立ってより効率的、より重点的に運用されるべきものである。

## (財) 建設経済研究所について

### <設立趣旨>

建設経済研究所は、昭和57年（1982年）9月1日、建設大臣の許可により財団法人として発足しました。

昭和57年は、東日本建設業保証株式会社、西日本建設業保証株式会社および北海道建設業信用保証会社の建設保証事業3社が創立30周年を迎えた年であり、その記念事業として当研究所設立のための出捐がなされたものです。これには、安定経済成長への移行、人口の定住化等の社会情勢の変化に対応して、望ましい国土形成の推進と建設産業の発展に資するため、中立的な立場から公共投資及び建設産業のあり方の理論的かつ実証的な研究を推進することが、社会的に強く要請されているという背景がありました。

研究所の活動に対しては、経済学者を中心とする学識経験者の協力、建設省の支援が得られており、調和のとれた適正な国土基盤の形成と建設産業の振興に寄与すべく調査研究をすすめております。

### <事務所>

郵便番号 106

東京都港区麻布台二丁目4番5号 メソニック39 森ビル9階

（飯倉交差点、東京タワー裏）

TEL 03-433-5011（代表）